

**施設等利用給付認定（2号・3号）を申請される前にお読みください。**

幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用料が、利用日数に応じて、最大月額11,300円（日額450円）までの範囲で無償化されるためには、施設等利用給付認定（2号認定・3号認定）を受けていることが必要です。

※利用料の無償化対象施設は、市町村による確認を受けた施設に限られます。

※通われている幼稚園・認定こども園が、平日8時間以上かつ年間200日以上の預かり保育事業を実施していない場合のみ、認可外保育施設等についても、最大月額11,300円までの範囲で無償化となります。

- 1 申請の要件
- (1) 保護者及び児童が和歌山市民であること。  
(申請時点で市民でない方は、利用開始日までに住民異動ができること。)
  - (2) 保育を必要とする事由に該当すること。
  - (3) 令和2年4月1日時点で3歳となっていない場合は、(1)(2)に加え、市民税非課税世帯であること。

2 施設等利用給付認定（2号・3号）の事由

この認定は、保護者のいずれもが、次の保育を必要とする事由のどれかに該当しているため、保育できない場合に限られます。「下の子の世話をするため」等は認定の理由とはなりません。

- (1) 1か月に48時間以上就労している。
- (2) 妊娠中または出産後間がない。
- (3) 保護者が疾病、負傷、または障害を有している。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護をしている。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
- (6) 求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っている。
- (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。通信教育は除く。）している。
- (8) 虐待やDVのおそれがある。
- (9) 育児休業取得前からすでに預かり保育等を利用しており、継続利用が必要である。  
(育児休業対象児童が平成31年4月2日以降生まれ。)

3 保育を必要とする事由・認定有効期間

| 保育を必要とする事由       | 認定有効期間                             |
|------------------|------------------------------------|
| 1 就労             | 小学校就学まで<br>(保育の必要性がなくなったときはその時点まで) |
| 2 妊娠・出産          | 出産月と前後2か月の最長5か月（期間終了後は認定終了となります。）  |
| 3 保護者の疾病、障害      | 治療に必要な期間                           |
| 4 同居親族の介護・看護     | 介護・看護に必要な期間                        |
| 5 災害復旧           | 必要な期間                              |
| 6 求職活動           | 3か月（期間内に就労しない場合は認定終了となります。）        |
| 7 就学             | 卒業（修了）まで                           |
| 8 虐待やDVのおそれがあること | 必要な期間                              |
| 9 育児休業取得中の継続利用   | 育児休業対象児童が1歳になるまで（最長1歳になる年度の末日まで）   |

#### 4 認定の有効期間

- ・原則、2号認定は小学校就学まで、3号認定は満3歳に達する日以後最初の3月31日までが認定の有効期間です。
  - ・保育の必要性がなくなった場合は、その時点までとなります。
- ※3号認定の児童が満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過したときは、2号認定に変更した認定証を交付します。申請等の手続は必要ありません。

#### 5 申請に必要な書類（必要書類をすべて添付のうえ、申請してください。）

- (1) 施設等利用給付認定申請書 子ども1人に1枚
  - (2) 保育の利用を必要とする証明書 申請児童数のコピーが必要
- ※証明書類は父母それぞれに必要です。父母ともに就労の理由であれば、それぞれの就労証明（申告）書が必要です。

| 保育を必要とする理由       | 証 明 書 類  |   |
|------------------|--|---|
| 1 就労             | 会社等に勤務している方  | 就労証明書   |
|                  | 自営・自営協力、在宅勤務、内職、農業等の方                                  | 就労申告書   |
| 2 妊娠・出産          | 母子手帳（表紙及び分娩（出産）予定日の記載されたページ）の写し                        |   |
| 3 保護者の疾病、障害      | 身体障害者手帳等ある方  | ・疾病・障害申告書 ・手帳（写し）   |
|                  | 身体障害者手帳等ない方  | ・疾病・障害申告書<br>・診断書<br>（医師が保育を必要とする状況・治療見込期間を記載したもの）                            |
| 4 同居親族の介護・看護     | 身体障害者手帳等ある方  | ・介護・看護状況申告書・手帳（写し）<br>・（介護サービス利用者）週間サービス計画表                                   |
|                  | 身体障害者手帳等ない方  | ・介護・看護状況申告書<br>・診断書<br>（医師が保育を必要とする状況・治療見込期間を記載したもの）<br>・（介護サービス利用者）週間サービス計画表 |
| 5 災害復旧           | り災証明書  |   |
| 6 求職活動           | 申請時の提出書類はありません。<br>利用開始後3か月以内に就労を決定し、必ず就労証明書を提出してください。 |   |
| 7 就学             | 学生証（在学証明書）及び時間割  |   |
| 8 虐待やDVのおそれがあること | 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書                                 |   |
| 9 育児休業取得中の継続利用   | 1に同じ（育児休業期間が記入されたもの）                                   |   |

#### (3) その他の書類 ※3号認定申請時に必要となります。

|                        |   |
|------------------------|---|
| 平成31年1月2日以降に和歌山市へ転入した方 | 前住所地の令和元年度市町村民税非課税書類（写し）  |
| 令和2年1月2日以降に和歌山市へ転入する方  | 前住所地の令和元年度市町村民税非課税書類（写し）<br><b>令和2年6月以降</b> 上記に加え、前住所の令和2年度市町村民税非課税書類（写し） |
| 生活保護受給世帯               | 生活保護受給証明書   |

- (注意) ・上記以外にも必要な書類の提出をお願いすることがあります。  
・不正又は虚偽が判明した場合は、認定ができない場合があります。